第三十一回国会

参議院地方行政委員会会議録第一号

昭和三十三年十二月十一日（木曜日）午前十時十九分開会

委員氏名

委員長　田中　啓一君
理事　大沢　雄一君
理事　小林　武治君
理事　占部　秀男君
理事　鈴木　壽君
委員　伊能繁次郎君
植竹　春彦君
小柳　牧衛君
西郷吉之助君
成田　一郎君
本多　市郎君
吉江　勝保君
天田　勝正君
加瀬　完君
中田　吉雄君
成瀬　幡治君
松澤　兼人君
岸　良一君
森　八三一君
白木義一郎君

出席者は左の通り。

委員長　田中　啓一君
理事　大沢　雄一君
理事　占部　秀男君
理事　鈴木　壽君
委員　伊能繁次郎君
植竹　春彦君
西郷吉之助君
成田　一郎君
成瀬　幡治君
森　八三一君

事務局側

常任委員会専門員　福永与一郎君

本日の会議に付した案件

○調査承認要求の件

○委員長（田中啓一君）　これより委員会を開きます。

本日は、調査承認要求についてお諮りをいたします。

今期国会におきましても、従来通り、地方行政の改革に関する調査につき議長の承認を得て、各般の調査を行なって参りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中啓一君）　御異議ないと認めます。委員長より議長に対し調査承認要求書を提出いたします。

なお、要求書の内容につきましては、便宜委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中啓一君）　御異議ないと認めて、さように取り計らいます。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時二十一分散会

十二月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、風俗営業取締法の一部を改正する法律案

風俗営業取締法の一部を改正する法律案

風俗営業取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

風俗営業等取締法

第一条を次のように改める。

（定義）

第一条　この法律で「風俗営業」とは、次の各号の一に該当する営業をいう。

一　キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客席で客の接待をして客に飲食をさせる営業

二　待合、料理店、カフエーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

三　ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）

四　ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号又は前号に該当する営業を除く。）

五　喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、総理府令で定めるところにより計つた客席における照度を十ルクス（これにより難い特別の事情がある場合において、都道府県が条例で十ルクスに満たない照度を定めたときは、その照度）以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）

六　喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見ておることが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル（これにより難い特別の事情がある場合において、都道府県が条例で五平方メートルに満たない広さを定めたときは、その広さ）以下である客席を設けて営むもの

七　まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業

第二条第三項中「第三号」を「第七号」に改める。

第四条中「（以下営業者という。）」を削る。

第四条の次に次の一条を加える。

（深夜における飲食店営業の規制）

第四条の二　都道府県は、条例により、客席を設けて客に飲食をさせる営業（以下「飲食店営業」という。）の深夜（午後十一時から翌日の日出時までの時間をいい、都道府県が条例でこの時間内においてこれと異なる時間を定めたときは、その時間とする。以下同じ。）における業態について、善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

2　公安委員会は、飲食店営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、深夜における当該営業に関し、深夜において、法令又は前項の規定に基く都道府県の条例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む深夜における飲食店営業について、期間を定めてその停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をすることができる。

第五条第一項中「前条」を「第四条」に、「営業の許可を取り消し、若しくは営業の停止を命じ、又は前条第二項の規定により、」に、「当該営業者」を「当該営業を営む者」に改め、同条第二項中「前条」を「第四条又は前条第二項」に、「当該営業者」を「当該営業を営む者」に改める。

第六条第一項中「当該官吏及び吏員」を「警察官」に改め、同項に後段として次のように加え、同条第二項中「当該官吏及び吏員」を「警察官」に改める。

深夜においては、飲食店営業の営業所についても、同様とする。

第七条第一項中「第四条」の下に「若しくは第四条の二第二項」を加え、「三箇月以下の懲役又は五千円以

下の罰金に処する」を「一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同条第二項中「条例に違反し、又は第六条の規定による当該官吏及び吏員の立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを三千円以下の罰金に処する」を「条例に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同条第三項中「又は虚偽の届出をした者は、これを千円以下の罰金に処する」を「若しくは虚偽の届出をし、又は第六条の規定による警察官の立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを五千円以下の罰金に処する」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現にこの法律による改正後の第一条第五号又は第六号に掲げる営業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して三十日間は、第二条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（関係法律の一部改正）

4　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法」に、「及び第二号」を「から第六号まで」に改める。

5　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号の三中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）」に、「又は第二号」を「から第六号まで」に改める。

十二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

一、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

一、公職選挙法の一部を改正する法律案

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

（起債の特例）

第一条　昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害（以下「風水害」という。）により被害を受けた地方公共団体のうち政令で指定するものは、次の各号に掲げる場合においては、昭和三十三年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一　地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの風水害のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二　風水害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策、救農土木対策その他これらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

（地方債の引受）

第二条　前条の地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引き受けるものとする。

2　前項の場合における利息の定率及び償還方法は、政令で定める。

（起債許可についての協議）

第三条　自治庁長官は、第一条の規定による地方債について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。この場合において、当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（選挙期日）

第一条　昭和三十四年四月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の選挙にあつては昭和三十四年四月二十三日、指定都市以外の市（特別区を含む。以下同じ。）及び町村（全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下同じ。）の選挙にあつては同月二十八日とする。

2　前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和三十四年四月一日から同月三十日までの間にかかるときは、当該選挙を同年三月三十一日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3　第一項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和三十四年四月一日から同月三十日までの間にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる日前七日までに始まるときは、当該選挙を同年三月三十一日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

（告示の期日）

第二条　前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号の区分により告示しなければならない。

一　都道府県知事の選挙にあつては、昭和三十四年三月二十九日に

二　指定都市の長の選挙にあつては、昭和三十四年四月三日に

三　都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、昭和三十四年四月八日に

四　指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和三十四年四月十八日に

五　町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和三十四年四月二十一日に

（同時選挙）

第三条　第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及

び都道府県知事の選挙又は市町村の議会の議員の選挙及び市町村長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2　第一条の規定により行われる指定都市の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。

（重複立候補の禁止）

第四条　昭和三十四年四月二十三日又は同月二十八日に行われる選挙における公職の候補者となつた者は、当該選挙が行われる区域の全部又は一部を含む区域についてこれらの期日に行われる選挙における公職の候補者となることができない。

2　前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第二号の規定の適用については、同法第八十七条の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

（政令への委任）

第五条　この法律の規定の適用を受ける地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の手続その他その執行に関し、特に必要があるときは、政令で特別の定をすることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（他の法律の廃止）

2　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和三十年法律第二号）は、廃止する。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百一条の八（都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制）」を「第二百一条の八（都道府県知事及び市長の選挙における政治活動の規制）」に改める。

第二十条第一項中「十月三十一日」を「十一月十日」に改める。

第二十二条第一項中「十一月五日から十五日間」を「十一月十五日から同月三十日まで」に改める。

第二十五条第一項中「十二月二十日」を「十二月三十日」に改め、同条第二項中「十二月十九日」を「十二月二十九日」に改める。

第四十九条に次の一号を加える。

五　選挙人（衆議院議員及び参議院議員の選挙の選挙人に限る。）がその属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住中であるべきこと。

第六十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項中「開票管理者」を「市町村の選挙管理委員会」に改め、同条第九項本文中「若しくは三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しなくなつたときは、開票管理者は」を「又は三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき又はその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において」に改め、同項ただし書中「開票管理者」を「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」に改める。

第七十六条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙における選挙会の選挙立会人については中央選挙管理会、選挙分会の選挙立会人については都道府県の選挙管理委員会）」と読み替えるものとする。

第八十六条第一項及び第二項中「文書で」を「郵便によることなく、文書で」に改め、同条第八項中「第一項から第四項まで、第六項」を「第一項、第二項、第四項、第五項、第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項の例」を「から第三項までの例」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項の期間内」を「第一項及び第二項の期間内」に、「前二項の例」を「第一項から第三項までの例」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の文書には、公職の候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日、職業及びその者の属する政党その他の政治団体の名称（二以上の政党その他の政治団体に属するときはいずれかの一の政党その他の政治団体の名称）その他政令で定める事項を記載しなければならない。

第八十九条第二項後段中「又は長」を削る。

第九十条及び第九十一条中「第一項から第四項まで及び第六項」を「第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項」に改める。

第九十二条各号列記以外の部分中「及び長」を削り、同条各号を次のように改める。

一　衆議院議員の選挙　二十万円

二　参議院（全国選出）議員の選挙　三十万円

三　参議院（地方選出）議員の選挙　二十万円

四　都道府県の議会の議員の選挙　五万円

五　都道府県知事の選挙　二十万円

六　地方自治法第二百五十二条の十九第一項《指定都市》の市の議会の議員の選挙　五万円

七　前号に規定する市の長の選挙　十万円

八　第六号に規定する市以外の市の議会の議員の選挙　二万円

九　前号に規定する市の長の選挙　五万円

十　町村長の選挙　二万円

第九十三条第一項各号列記以外の部分中「長の選挙にあつては当該市に」を「市町村長の選挙にあつては当該市町村に」に改め、同項第五号中「都道府県知事及び市長」を「地方公共団体の長」に改める。

第百条第一項中「第一項から第三項まで」を「第一項、第二項若しくは第四項」に、「第四項若しくは第六項」を「第五項若しくは第七項」に改める。

第百三条第四項中「第一項から第四項まで及び第六項」を「第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項」に改める。

第百十条第三項中「選挙と同時」を「選挙の期日」に、「選挙の期日の告示があつた後に」を「選挙の期日の告示があつた後に（市町村の議会の議員の選挙については当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前十日以内に）」に改め、同条第四項を削る。

第百十三条第三項中「選挙と同時」を「選挙の期日」に、「選挙の期日の告示があつた後に」を「選挙の期日の告示があつた後に（市町村の議会の議員の選挙については当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前十日以内に）」に改め、同条第四項を削る。

第百十九条第一項に次のただし書を加える。

但し、第百十条第三項又は第百十三条第三項の規定による都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村の議会の議員の選挙及び市町村長の選挙は、必ずそれぞれ同時に行わなければならない。

第百二十六条中「第五項」を「第六項」に改める。

第百二十九条中「第一項から第四項まで又は第六項」を「第一項、第二項、第四項、第五項又は第七項」に改める。

第百九十七条第一項第二号中「第一項から第四項まで及び第六項」を「第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項」に改める。

第二百一条の五第一項各号列記以外の部分中「当該選挙において全国を通じて二十五人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体」を「政党その他の政治団体で当該選挙において全国を通じて二十五人以上の所属候補者（当該政党その他の政治団体に属する者として第八十六条第一項、第二項又は第四項の規定による届出のあつた候補者をいう。以下第二百一条の七までにおいて同じ。）を有するもの」に改め、同項第四号中「一選挙区」を「一選挙区（所属候補者を有する選挙区に限る。）」に改め、同条第二項中「当該政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることについての本人の同意書を添え、」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定の適用については、ひとたび一の政党その他の政治団体の所属候補者とされた者は、当該選挙において、当該政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体の所属候補者とされることはできない。

第二百一条の八を次のように改める。

（都道府県知事及び市長の選挙における政治活動の規制）

第二百一条の八　政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示及びビラの頒布並びに宣伝告知のための自動車の使用については、都道府県知事又は市長の選挙の行われる区域においてその選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、これをすることができない。但し、政党その他の政治団体で所属候補者（当該政党その他の政治団体に属する者として第八十六条第一項、第二項、第五項又は第七項の規定による届出のあつた候補者をいう。以下本条中同じ。）又は推薦候補者（いずれの政党その他の政治団体にも属しない者として第八十六条第一項、第二項、第五項又は第七項の規定による届出のあつた候補者で当該政党その他の政治団体が推薦するものをいう。以下本条中同じ。）を有するものが、左の各号に掲げる政治活動につき、当該各号の規定によりする場合は、この限りでない。

一　政談演説会の開催　都道府県知事の選挙については衆議院議員の一選挙区ごとに、市長の選挙については当該選挙の行われる区域につき、一回

二　街頭政談演説の開催　第三号の規定により使用する自動車の停止した車上

三　政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用　政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて一台

四　ポスターの掲示　都道府県知事の選挙については衆議院議員の一選挙区ごとに、市長の選挙については当該選挙の行われる区域につき、タブロイド型（長さ四十二センチメートル、幅三十センチメートル）以内のもの千枚以内

五　ビラの頒布　その開催する政談演説会の会場においてする頒布

2　前項但書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令の定めるところにより、所属候補者又は推薦候補者の氏名を記載し、推薦候補者については当該政党その他の政治団体の推薦候補者とされることについての本人の同意書を添え、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

3　前項の規定の適用については、ひとたび一の政党その他の政治団体の所属候補者又は推薦候補者とされた者は、当該選挙において、当該政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体の所属候補者又は推薦候補者とされることはできない。

第二百一条の十一第三項中「二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙期日にかかる場合においては、その当日当該」を「選挙の当日」に改める。

第二百五十二条の二第一項中「及び第二百一条の八《都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制》」を削り、同項中「第二百一条の十一」を「第二百一条の八《都道府県知事及び市長の選挙における政治活動の規制》第一項、第二百一条の十一」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の公職選挙法第二十条第一項、第二十二条第一項及び第二十五条の規定は昭和三十四年九月十五日現在により調製すべき基本選挙人名簿から、改正後の農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の表は昭和三十四年十二月一日現在により調製すべき農業委員会委員選挙人名簿から適用する。

（選挙期日が公示されている選挙等に関する経過措置）

2　この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、それぞれなお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3　この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例により行われる選挙に関してした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（基本選挙人名簿に関する経過措置）

4　昭和三十三年十二月二十日をもつて確定する基本選挙人名簿は、昭和三十四年十二月二十九日まで据えおくものとする。

（関係法律の一部改正）

5　農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条本文中「第八十六条第一項から第三項まで、第七項及び第八項」を「第八十六条第一項から第四項まで、第八項及び第九項」に改め、同条の表第二十二条第一項の項中「十一月五日」を「十一月十五日から同月三十日まで」に、「一月二十日」を「一月二十日から二月三日まで」に改め、同表第二十五条第一項の項中「十二月二十日」を「十二月三十日」に改め、同表第二十五条第二項の項中「十二月十九日」を「十二月二十九日」に改める。

6　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条本文中「第八十六条第一項から第三項まで、第七項、第八項」を「第八十六条第一項、第二項、第四項、第八項、第九項」に改める。

昭和三十三年十二月十二日印刷　昭和三十三年十二月十三日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局